古賀市図書館協議会について

図書館法第14条の規定に基づき、教育委員会が委嘱し、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べる組織です。

平成28年8月1日の古賀市生涯学習センター条例施行に伴い、図書館の運営や図書館奉仕について意見を述べる場として、平成28年度8月に古賀市図書館協議会が発足しました。

【図書館法第14条】

(図書館協議会)

- 第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、 館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

【古賀市生涯学習センター条例】

(古賀市図書館協議会)

第19条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、古賀市図書館協議会を置く。

(図書館協議会の委員)

第20条 古賀市図書館協議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員の定数は8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から委嘱する。
- (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。
 - ○古賀市においては、文化課図書館係が事務局となります。
 - ○図書館の運営及び図書館奉仕等について助言頂きます。
 - ○年間3~4回、5月、8月、10月、2月の会議を予定しています。
 - ○任期は2年です。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としています。

任期:令和2年8月1日~令和4年7月31日